

浸水対策事業の事後評価について

事業評価

浸水対策事業が概ね完了したため、下記の評価手法により事後評価を行った。

1. 評価手法

- ①計画した施策の実施状況
- ②計画した目標の達成状況
- ③費用対効果

2. 評価基準

①計画した施策の実施状況に関する評価基準

- 1) 予定した施策を実施した場合：「適切」
- 2) 予定した施策が未完の場合
 - ・近々完了する見通しであるもの：「適切」
 - ・もともと H31 年以降に整備が完了する予定であるもの：「適切」
※進捗状況が達成の見通しが立っており、協議会の了承を得ている事業
 - ・その他：「不適切」

②計画した目標の達成状況に関する評価基準

浸水シミュレーションにより算定した既往最大降雨（H23 年 9 月台風相当の豪雨）が発生した場合における計算浸水深（計算水位－地盤高）と浸水地点周囲の状況から、床上浸水の発生の危険性の有無を確認し、床上浸水解消が達成した場合は、「適切」と判断する。

※池田町・音羽町の JR アンダーパスについては、宅地がないこと、通行止めにする等のソフト対策を講じて減災に努めることから、「適切」と判断する。

③費用対効果

「下水道事業の費用対効果分析マニュアル」に基づき費用対効果（B/C）を算定して、B/C が 1 以上の時に「適切」と判断する。

なお、実施した施策は、単独で効果を発現させるものではなく、実施可能な複数の施策を組み合わせることにより目標達成を図ったことから、費用対効果（B/C）の算定も施策全体で評価するものとした。

3. 評価結果

①計画した施策の実施状況

1) 実施状況

- ・ 予定した施策が実施済みのもの 63 件【適切】
- ・ 予定した施策が未完の場合
 - 理由や原因を確認でき、近々完了する見通しのもの 4 件【適切】
 - もともと H31 年度以降に整備完了予定であった施策 3 件【適切】
(予定通りの進捗で達成できる見通しのもの)
- ・ その他 1 件【不適切】
不適切と判断した施策：土砂流出抑制

2) 計画した施策の実施状況

不適切となった「土砂流出抑制」を除き、予定した施策は、適切に実施されていると判断できた。

なお、「土砂流出抑制」は、実施予定箇所が個人地である等、実施できる見込みが無く「不適切」となっているが、脇之島川の合流改善を実施したことにより、土砂流出が浸水事業に与える影響が小さくなることから、本案件は不実施とする。

以上により、「計画した施策は 1 施策を除き適切に実施できており、未実施の 1 施策も浸水事業に与える影響が少ないことから、施策は概ね実施できた」と判断する。

②計画した目標の達成状況

浸水シミュレーションにより、施策実施後、既往最大降雨相当の雨が発生した場合においても床上浸水は解消する見通しとなった。

以上により、実施した施策は「適切」と判断する。

③費用対効果

「下水道事業の費用対効果分析マニュアル」に基づき費用対効果 (B/C) を算定した結果、実施した施策の B/C が 1 以上となった。

④まとめ

計画した施策が概ね実施できたこと、目標とした床上浸水が解消される見通しとなったこと、費用対効果 (B/C) が 1 超えたことから、当該事業は適切であると判断する。